

いわない 「岩内あけぼの学園短期入所サービス利用契約書」

さん(以下「利用者」といいます。)と社会福祉法人あけぼの福祉会が経営する障害者支援施設岩内あけぼの学園(以下「事業者」といいます。)は、事業者が短期入所を希望する利用者に対して提供する短期入所サービス(以下「施設支援サービス」という。)について、次のとおり契約します。

(契約の目的)

第1条 この契約は、知的障害者福祉法令及び障害者総合支援法の趣旨にしたがって、事業者が提供する施設支援サービスの内容と利用者が支払うべき料金との関係を明確にし、利用者と事業者の双方の理解と合意のもとに施設支援サービスが提供されることを目的とします。

(施設サービスの内容)

第2条 事業者は、総合支援給付費対象サービスとして、別紙「重要事項説明書」に定める入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の支援、健康管理、相談及び援助等を行います。

2 事業者は、希望する利用者に対し食事を朝・昼・晩の3食を提供するものとします。

3 事業者は、総合支援給付費対象外サービスとして、予め利用者に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者との合意に基づき、別紙「重要事項説明書」に定めるサービスを提供するものとします。

4 事業者は、施設支援サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の行動を制限する行為を行いません。

(契約期間)

第3条 この契約の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとします。

2 前項で定められた契約期間内において、事業者が利用者に対して、現に短期入所サービスを実施する期間を利用期間とします。

(個別支援計画)

第4条 事業者は、利用者の個別支援計画を作成し、これにもとづいた支援サービスを提供するものとします。

2 個別支援計画について、事業者は次の事項を施設のサービス管理責任者に担当させるものとします。

(1) 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえて、施設支援サービスの

目標及びその期間、サービスの内容、サービスを提供する上で留意点を盛り込んだ個別支援計画を作成します。

(2) 前号の個別支援計画については、その内容を記した書面を利用者に交付・説明し内容の確認ならびに記名押印を受けるものとします。

(3) 個別支援計画にもとづくサービス提供の現況等については、少なくとも6か月に1回、もしくは利用者の要請があった場合には調査・評価するものとします。

(4) 前号の調査・評価の結果、個別支援計画変更の必要があると認められる場合は、利用者と協議して、計画を変更することにし、その内容を記した書面を利用者に交付・説明し、内容の確認ならびに記名押印を受けるものとします。

(緊急時の援助)

第5条 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の指定する医療機関での診察を依頼します。

2 前項のほか、利用中に利用者の心身の状態が変化した場合は、利用者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(守秘義務)

第6条 事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を保持する義務を負います。

2 事業者は、従事者が退職後、正当な理由がなく在職中知り得た利用者又はその家族に関する秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

3 事業者は、利用者に医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

(利用料金)

第7条 事業者は、第2条1項に定める総合支援給付費対象サービスに係る国の定める費用のうち、市町村から受け取額の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。

2 利用者は、第2条1項に定めるサービスに係る費用のうち、市町村から支払われる額を差し引いた別紙「重要事項説明書」に定める利用者負担額を事業者に支払うものとします。

3 利用者は、第2条2項に定める食事の提供を受けた際には、別紙「重要事項説明書」に定める所定の食費を事業者に支払うものとします。

4 利用者は、第2条3項に定めるサービスを受けた際には、別紙「重要事項説明書」に定める所定のサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

5 前項の他、利用者は、利用者の日常生活上必要となる諸費用の実費を負担するものとします。

(利用料金の支払方法等)

第8条 利用者は、第7条に定める利用料金の合計額を、月ごとに支払います。

2 事業者は、当月の利用料金の合計額の請求書を翌月10日までに利用者に送付します。

3 利用者は、当月の利用料金の合計額を、翌月20日までに支払います。

4 事業者は、利用者から利用料金の支払を受けた時は、利用者に領収書を発行します。

ただし、銀行振込の場合は、振込書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。

(利用料金の変更)

第9条 第2条1項に定めるサービスに係る国が定める費用に変更があった場合、事業者は当該利用者負担額を変更することができるものとします。

2 第7条4項及び第7条5項に定めるサービスについては、経済状況の著しい変化などのやむを得ない事由がある場合には、1ヶ月前までに利用者の同意を得た上で、利用料金を変更することができるものとします。

(虐待防止のための措置)

第10条 事業者は、利用者に身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、責任者を設置し、サービス提供担当者に虐待防止啓発のための定期的研修を実施します。

(契約の解約等)

第11条 利用者は、7日以上の予告期間において文書で事業者に通知することによりこの契約を終了することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、利用者は、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

(1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき。

(2) 事業者が守秘義務に違反したとき。

(3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。

(4) 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、もしくは傷つける恐れがあるにもかかわらず、事業者が適切な対応をとらないとき。

2 事業者は、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

(1) 利用者が事業者に支払うべきサービスの利用料金を3ヶ月以上滞納し、期限を定めて再三催告したにもかかわらず、その期限までにサービス利用料の支払がない場合。

(2) 利用者がこの契約を継続しがたいほどの不信行為を行ったと認める場合。

(3) 天災、災害その他やむを得ない事由により施設を利用させることができない場合。

3 利用者が契約期間満了以前に死亡した場合は、その時点をもって契約を終了するものとします。

4 事業者が次のいずれかに該当した場合、契約は終了するものとします。

- (1) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合はやむを得ない理由によりホームを閉鎖した場合。
- (2) 事行所の滅失や重大な毀損により、サービス提供が不可能になった場合。
- (3) 事業者が事業所の指定を取り消された場合、または指定を辞退した場合。

(残置物の引渡しなど)

だいじょうじぎょうしゃけいやくしゅうりょうあとりょうしゃざんちぶつぱあいりょうしゃみもとひきうけにんなどわねれんらく
第12条 事業者は、契約が終了した後において、利用者の残置物がある場合、利用者、または身元引受人等にその旨を連絡するものとします。

2 利用者または身元引受人等は、前項の連絡を受けた後、3週間以内に残置物を引き取るものとします。

3 事業者は、前項に定める期間が過ぎても利用者または身元引受人等が残置物を引き取らない場合は、適当な者に委託して、その残置物を利用者または身元引受人等に引き渡すものとします。ただし、その引き渡しに係る費用は、利用者または身元引受人等が負担するものとします。

(損害賠償)

だいじょうじぎょうしゃしえんさ一びすていきょうじじこはっせいぱあいかんけいしちょうそんりょうしゃかぞく
第13条 事業者は、支援サービスの提供時に事故が発生した場合は、関係市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 事業所は、支援サービスの提供時に、事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

3 利用者は、故意または過失により事業者に損害を与え、または無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、または原状に復する責務を負うものとします。なお、損害賠償の額は利用者本人の心身の状況を考慮して減免できるものとします。

(情報の保存)

だいじょうじぎょうしゃりょうしゃたいしえんさ一びすていきょうかんしょりいなどせいびけいやくしゅうりょう
第14条 事業者は、利用者に対する支援サービスの提供に関する書類等を整備し、この契約終了後5年間保存します。

2 利用者は、事務所において、当該利用者に関するサービス記録を閲覧できます。

3 利用者は、自身に関するサービスの記録の複写物の交付を受けることができます。ただし、複写に関しては、事業者は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

(苦情解決)

だいじょうりょうしゃまたかぞくこうけんにんなどじぎょうしゃていきょうしえんさ一びすかんくじょう
第15条 利用者又はその家族、後見人等は、事業者が提供した支援サービスに関する苦情がある場合は、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口に苦情を申し立てることができます。事業者は、苦情が申し立てられたときは速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について利用者又は家族、後見人等に文書で報告します。

2 事業者は、利用者又はその家族、後見人等が苦情申立てをした場合に、これを理由として利用者

たい いつさい ふりえき あた
に対し、一切の不利益を与えません。

(身元引受人)

だい じょう じぎょうしゃ りょうしや たい みもとひきうけにん もと
第16条 事業者は、利用者に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし、利用者に身元
ひきうけにん そうとう りゆう みと ばあい かぎ
引受人をたてることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

2 身元引受人は、次の各号の責任を負います。

(1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に行われるように
しせつ きょうりょく
施設に協力すること。

(2) 契約解除又は契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に応じた適切な受け入れ
さきかくほ つと
先確保に努めること。

(3) 利用者が死亡した場合の遺体の引取り、遺留金品の処理その他必要な措置。

(その他)

だい じょう けいやく さだ じこう ぎぎ しょう
第17条 この契約に定めない事項について疑義が生じたときは、知的障害者福祉法及び障害者
そうちゅうしえんほう た かんけいもうれい したが りょうしや かぞく こうけんにんなど しんぎ したが せいじつ きょうぎ けってい
総合支援法その他の関係法令に従い、利用者、家族、後見人等が信義に従い誠実に協議して決定
します。

じょうき けいやく せいりつ しょう
上記の契約の成立を証するために、この契約書2通を作成し、利用者及び事業者が記名押印の上、
かくじ つう しょじ
各自その1通を所持します。

へいせい ねん がつ にち
平成 年 月 日

り よう しや
利 用 者 住 所 〒

し めい
氏 名 印

りようしや せいねんこうけんにんなど
利用者の成年後見人等

じゅう しょ
住 所 〒

し めい
氏 名 印

ぞく がら
続 柄

じ ぎょう しや
事 業 者 住 所 〒045-0024
ほつかいどういわないぐんいわないちょうあざのづか ほんち
北海道岩内郡岩内町字野束210番地

めい しょ
名 称 しゃかいふくしほうじん
社会福祉法人 あけぼの福祉会
りじちょう にしざき きみかず
理事長 西崎 公一 印